

## 愛知県 6 次産業化サポートセンター プランナー謝金規程

### 第 1 条 目的

愛知県 6 次産業化サポートセンター（以下「サポートセンター」という）の依頼を受け、6 次産業化に取り組む県内農林漁業者の支援を行うため、愛知県 6 次産業化サポートセンタープランナー（以下「プランナー」）の謝金に関する事項を定める。

### 第 2 条 謝金対象時間

謝金対象時間は 30 分単位とし、15 分を超過した場合は 30 分の活動として謝金を支払う。なお、謝金対象となる時間は、プランナーが専門性を発揮して支援を行った時間とする。また、訪問日における支援先との実面談時間に限るものとし、支援先及び支援先に向かう道中における食事・休憩・移動時間は含まないものとする。

### 第 3 条 活動時間並びに訪問回数の上限

- (1) 事業者に訪問する際は、プランナーは必ず事前にサポートセンターに連絡すること。
- (2) 事業者に対する 1 回あたりの活動時間の上限を原則 3 時間以内とし、3 時間を超える可能性がある場合は、事前にサポートセンターに必要理由を説明し、承諾を得ること。
- (3) プランナーが 1 事業者に対して訪問する回数は、1 月あたり原則 3 回を上限とし、4 回以上となる場合は、事前にサポートセンターに必要理由を説明し、承諾を得ること。また、年間を通しての訪問回数は原則 10 回以内とする。

### 第 4 条 謝金単価

プランナーが実施した個別相談に関わる謝金は、1 時間あたり 7100 円とする。

### 第 5 条 相談カルテ・支援計画及び経過報告書の作成

プランナーは農林漁業者等の支援を行った場合、相談者カルテ・支援計画及び経過報告書を作成し、その農林漁業者及び関連事業の取組内容や収支状況、並びに 6 次産業化等に向けた取り組みについての現状、計画及び課題、並びに支援内容を記録する。なお、相談者カルテ等は謝金支払いに関する重要資料であり、指導内容等を明確に記載すること。

### 第 6 条 満足度調査の実施

プランナーは、農林漁業者等の支援を行った場合、支援を行った農林漁業者等に対して「6 次産業化プランナーに関する満足度調査（以下、「満足度調査」）」への回答を依頼し、調査結果をサポートセンターへ提出する。

## 第7条 精算

謝金の精算に際し、「相談者カルテ」及び「支援計画及び経過報告書」「満足度調査」は翌週水曜日までに、「6次産業化プランナー謝金請求書兼出張旅費領収書」（以下、「請求書兼出張旅費領収書」という）は、翌月3日までにサポートセンターに提出しなければならない。なお、期日までにすべての書類の提出が確認できない場合は、謝金の精算を行わないこととする。

サポートセンターは、各条の項目を踏まえ、相談者カルテ、支援計画及び経過報告書、満足度調査、週間実績表、出張旅費領収書を精査した上で謝金の支払いを行う。なお、支払日は活動月の翌々月末日（休日の場合は前営業日）とする。

## 附則

この規定は、令和元年5月10日より実施する。

なお、この規程は「6次産業化中央サポートセンター」謝金規程を基に作成している。この規程に定めない場合は都度協議する。